

新婚世帯の新生活を応援します

高岡市内にお住まいを検討している方へ

高岡市では新たに婚姻した世帯に対し、婚姻に伴う経済的な負担を軽減することにより、結婚の推進及び市内への定住促進を目的として、新居への引越費用を補助します。



高岡市 結婚新生活支援事業補助金

| 対象世帯 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯のうち、次の要件を満たす世帯 |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 1 婚姻届を提出し受理された日における夫婦の年齢が、いずれも39歳以下であること |
| <input type="checkbox"/> | 2 婚姻を機に新たに居住する住宅が高岡市内にあること |
| <input type="checkbox"/> | 3 夫婦ともに高岡市内に住所を有していること |
| <input type="checkbox"/> | 4 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得額から返済額を控除 |
| <input type="checkbox"/> | 5 市税等に滞納がないこと |
| <input type="checkbox"/> | 6 暴力団関係者でないこと |
| <input type="checkbox"/> | 7 生活保護法の規定による保護を受けていないこと |
| <input type="checkbox"/> | 8 過去に他市町村等にて類似の補助金を受けたことがないこと |
| <input type="checkbox"/> | 9 内閣府及び高岡市のアンケート調査に協力できること |
| <input type="checkbox"/> | 10 住所を移した日から3か月以内かつ婚姻日が属する年度内の申請であること |

| 対象経費 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った結婚に伴う引越費用 |
|------|---|
| | 高岡市内の住居に引っ越した際の引越業者・運送業者に支払った荷物の移動及び運送に係る費用 (自ら運搬した場合(レンタカー等)や友人に頼む等して引っ越しをした場合(謝礼等)、不用品の処分費用は対象外) |

| | |
|------|--------------|
| 補助金額 | 1世帯あたり上限30万円 |
|------|--------------|

| | |
|------|---|
| 申請期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※ただし、住所を移した日から3か月以内かつ婚姻日が属する年度内に申請すること |
|------|---|

| | |
|------|---|
| 申請方法 | 申請書に必要書類(※裏面参照)を添えて窓口へ ※申請書は市ホームページよりダウンロードできます。 |
|------|---|



| | |
|------|---|
| 問合せ先 | 高岡市 都市創造部 建築政策課 |
| | 〒933-8601 高岡市広小路7番50号(本庁舎6階) |
| | TEL 0766-30-7291 FAX 0766-20-1477 E-mail kentiku@city.takaoka.lg.jp |

1 補助金申請の手順

| | |
|----------------------|---|
| 婚姻に伴う新生活準備等 | 補助対象世帯の条件を満たし、 対象経費の支払いが完了した後に申請が可能 |
| | R6.4.1～R7.3.31に婚姻した39歳以下の夫婦が 同期間に引越業者または運送業者に支払った費用がある場合 |
| (1) 交付申請 (申請者→市) | 交付申請書に必要な書類を添付して、建築政策課へ提出 ※住所を移した日から3か月以内に申請すること |
| (2) 交付決定 | 申請内容を確認後、交付の可否を決定 |
| (3) 交付請求 | 交付された金額を請求 (※提出時にアンケートにご協力ください) |
| (4) 補助金支払 (市→申請者) | ご指定の口座に補助金をお振込み |

2 提出書類等

申請時に提出する書類は以下のとおりです。 ※必要部数はすべて1部です。

| (1) 交付申請書 | |
|--------------------------|--|
| チェック欄 | 提出書類 |
| <input type="checkbox"/> | 高岡市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号) |
| (2) 各種証明書 | |
| チェック欄 | 提出書類 |
| <input type="checkbox"/> | 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は婚姻届受理証明書 |
| <input type="checkbox"/> | 世帯全員の住民票(続柄入りで個人番号の記載のないもの) |
| <input type="checkbox"/> | 夫婦の令和6年度(令和5年分)所得課税証明書 ※令和6年1月1日時点で住民登録されている市町村で発行 |
| <input type="checkbox"/> | 夫婦の市町村税の滞納がないことを証明する書類 ※納税証明書又は非課税証明書 |
| (3) 対象費用の支払いを確認できる書類 | |
| チェック欄 | 提出書類 |
| <input type="checkbox"/> | 引越費用の見積書の写し ※交付申請書(様式第1号)に記載した経費の全てについての書類が必要 |
| <input type="checkbox"/> | 引越費用の領収書の写し ※支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額の記載が必要) ※夫婦が支払った経費が対象 |
| (4) 該当する場合のみ | |
| チェック欄 | 提出書類 |
| <input type="checkbox"/> | 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(返済額の証明書や通帳等) ※令和5年中に貸与型奨学金の返済を行っている場合 所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して所得額を算出します。 |